

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている県内中小企業者(中小企業又は個人事業主)の事業継続を支え、雇用の維持を図るため支援金を給付するもの

2 支援金額

令和3年7～9月のいずれかの月の売上高減少などを含むⅡの対象要件を満たす事業者に対し、令和3年10月1日時点の常時使用している従業員(※)の数に応じて、次の表による支援金の額となります。

ただし、地場産業(7ページの別表(県内地場産業)を参照)に係る製造業を営む事業者であって、地場産業に係る令和3年4～6月のいずれかの月の売上高減少など、一定の要件を満たす事業者は、特例により追加の支援金を受給できます。詳細については32～35ページを御参照ください。

対象店舗等で常時使用する従業員の数	支援金の額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

(※)

1 次頁の「Ⅱ 対象要件」を満たす店舗等の従業員数のみを計上してください。

(県外にも店舗等がある場合、県外店舗等の従業員は含まない。)

(対象外の業種の従業員は含まない。)

2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできません。

・日々雇い入れられる者

(ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・2か月以内の期間を定めて使用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・試の使用期間中の者

(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

参考:労働基準法第20条及び第21条